

独立行政法人国立美術館内部監査実施規則

制定 平成23年3月30日

平成23年国立美術館規則第7号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立美術館会計規則（平成13年国立美術館規則第49号）第59条に定める独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における監査（以下「内部監査」という。）については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 内部監査は、国立美術館の資産及び会計の適正を期することを目的とする。

(監査の方法)

第3条 内部監査は、書面監査又は実地監査により行う。

(監査員)

第4条 理事長は、内部監査の実施に当たっては、役員又は職員のうちからその都度、監査の事務に従事する者（以下「監査員」という。）を任命するものとする。

2 監査員は、当該内部監査について知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査事項)

第5条 内部監査は、資産及び会計に係る事務全般を対象とする。

(監査手順)

第6条 内部監査の手順は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 監査の対象となる施設の担当者からの聴取
- 二 帳票その他証拠書類の原本確認
- 三 書類と現物との照合確認
- 四 その他、適切な方法による確認

(監査計画)

第7条 理事長は、内部監査の実施に当たっては、次の各号に掲げる項目について定めた監査計画をあらかじめ作成するものとする。

- 一 監査の重点項目及び実施項目
- 二 監査の対象となる施設
- 三 監査の実施期間
- 四 その他必要と認める項目

2 理事長は、前項に規定する監査計画を作成したときは、監事に対して通知するものとする。

(監査通知)

第8条 理事長は、内部監査の対象となる美術館の館長に、監査計画を通知するものとする。

(監査後の処置)

第 9 条 監査員は、内部監査終了後、遅滞なく監査報告書を理事長あてに提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する監査報告書を受け取ったときは、監事に対してその写しを送付しなければならない。

3 監査員は、監査の結果、改善を要すると認める場合は、第 1 項の監査報告書に意見を付すことができる。

4 理事長は、第 1 項に規定する監査報告書に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、改善措置を講ずるものとする。

(監査への協力)

第 10 条 役員及び職員は、監査員の行う内部監査に協力しなければならない。

(監査に関する事務)

第 11 条 内部監査の実施に関する事務は、本部事務局長が所掌する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、内部監査の実施に関し必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。